**平成２２年（フ）第３１７号**
大分市西鶴崎１丁目２番16号
債務者　十時　智栄
1　決定年月日時　平成22年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中嶋　謙介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月19日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２２年（フ）第６８号**
三重県伊勢市宮後２丁目５番３号
債務者　西田鍼灸院こと　西田　洋子
1　決定年月日時　平成22年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北岡　雅之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月13日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

**平成２２年（フ）第１０６１号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
債務者　根本　貞次
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６２号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
債務者　根本　英樹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２２年（フ）第１０６３号**
横浜市旭区今宿１丁目14番５号
債務者　根本　誠一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石山　晃成
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年10月25日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
横浜地方裁判所第３民事部

## 破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

**平成２２年（フ）第２７５号**
埼玉県春日部市小渕331番地11
債務者　鎌倉喜代晴
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２９７号**
埼玉県春日部市下大増新田40番地２
債務者　高橋　百合
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３１１号**
埼玉県春日部市備後西５丁目１番55号　エクセルオタケ101号、前住所埼玉県春日部市備後東２丁目８番14号
債務者　星合　義雄
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３１７号**
埼玉県春日部市中央２丁目４番地７コスモハイツＹ202号
債務者　黒崎　千草
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３２０号**
埼玉県春日部市米島1033番地11
債務者　松頭　玲子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第３４８号**
埼玉県越谷市北越谷３丁目８番24号　越谷寮202、前住所埼玉県越谷市東越谷５丁目10番地13　ブルーメ会田３号
債務者　丸山　俊幸
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２２年（フ）第２０３号**
愛知県一宮市大和町毛受字北河原24番地３　市営毛受住宅141号
債務者　山内加代美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

**平成２２年（フ）第１６００号**
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番22―810号
債務者　隅谷美穂子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８４４号**
大阪府吹田市江坂町５―15―８パル緑地公園205号、住民票上の住所大阪府吹田市江坂町５丁目７番16号
債務者　植村　　徹
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第２８９４号**
大阪市西成区旭３丁目８番23号
債務者　髙渕　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３１１６号**
大阪府豊中市豊南町南２丁目６番16号
債務者　嶋﨑　正憲
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２２年（フ）第３８４７号**
大阪府守口市南寺方中通１丁目６番７号
債務者　鳥羽　良広
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部